

錦江町農業委員会 1 2 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 4 年 1 2 月 1 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員 (農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人)

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 坂元委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農地法第5条許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第32号 非農地証明願いについて

○事務局	皆さんこんにちは。それでは、ただいまから令和4年12月錦江町農業委員会定例総会を開会いたします。農業委員会憲章の朗読を4番毛下委員にお願いいたします。
○毛下委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございます。それでは、会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。師走に入り、雪の便りも届いておりますが、今日は寒い中ですが、換気を行いながら議事を開会いたします。本日は、坂元委員から欠席の報告がきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、6番、元丸委員と7番、寺田委員を指名しますのでよろしく願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。12月の会務報告を申し上げます。7日に町議会が開会いたしました。7日が初日の本会議、8日が一般質問でございました。9日は鹿屋市で農業者年金地区別合同会議がございまして、宿利原会長と鍋委員、折久木書記が出席しております。16日は5条と非農地の関係の現地調査をいたしました。鈴委員、畠中委員、毛下委員、鍋委員に現地調査をしていただきました。また同日、町議会が閉会しております。19日、本日は農業委員会の12月定例総会でございます。明日20日は、農業者年金委託業務費関係の調査ということで県の農業会議が訪問して調査がございまして、28日は役場仕事納めとなっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わります。附議事項に入ります。議案第28号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号10番です。譲渡人の氏名が〇〇さん、埼玉県の方です。場所につきましては2筆ありまして、神川字陣ノ尾4450番1と神川字陣ノ尾4450番2です。地目につきましては、いずれとも台帳現況ともに畑となっております。面積につきましては、合計で4,373㎡です。譲受人の方が〇〇さん、皆倉の方となっております。経営規模につきましては、お目通しください。以上になります。
○会長	次に、受付番号10番について水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	はい、報告を申し上げます。〇〇君は、畜産農家として、また後継者として頑張っておりますので、何ら問題はないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	売買金額はどうなっていますか。

○水流推進 委員	○○円と聞いております。
○事務局	すみません補足します。多分、水流委員が聞かれたのは、山があったので山も含めて○○円でしたので、農地部分は○○円ということでした。
○会長	ほかにありませんか。
○鈴委員	今までも、作っていらっしゃったんですね。この人が作っていらっしゃったの。
○水流推進 委員	○○さんの妹が作っていました。
○鈴委員	分かりました。
○徳永委員	牛舎予定地の場所ですかね。
○水流推進 委員	いや、最初はだったんですが、牛舎の隣と交換という形で、変更になりました。最初は、ここに作る予定だったんですが。
○徳永委員	道路を隔てて対岸。
○水流推進 委員	○○さんの畑と交換。一部をですね。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 28 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 28 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 29 号、農地法第 5 条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 5 ページからになります。受付番号 1 番です。申請人が、○○、鹿屋市と○○さん、毛下の方です。場所につきましては 2 筆ありまして、馬場字亀石ヶ迫 3853 番 1 と馬場字亀石ヶ迫 3854 番 1 です。台帳現況地目につきましては、いずれも畑となっております。地積につきましては、合計で 1,318 m ² です。転用の目的につきましては、太陽光発電設備を作ることになっております。場所につきましては、6 ページから以降になりまして、広域図が 6 ページにありまして、詳細図が 7 ページになります。ちょうどこの地図の真ん中ですね。3853 番 1 と 3854 番 1 と道路を挟んでおります。8 ページ、9 ページに位置図とか航空写真の地図があるところです。周りもほとんど農地はないようなところとなっております。10 ページが、配置図になっております。そのような形で太陽光設備を作ることによって、申請が上がってきたところです。以上になります。
○会長	次に、鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	16 日の日に畠中推進委員と事務局と現地の確認をしました。毛下集落の入

	り口の所です。この畑の周囲もほとんどが雑種地なり山でございませう。そういこと何ら問題はないと思ひます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました、質疑はありませうか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 29 号については原案のとおり許可することに異議ありませうか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがひまして議案第 29 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題とします、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。説明の前にちょっと修正がありましたので、11 ページです、11 ページの本文のところになるんですけども、2 行目のところ、農用地利用集積計画、括弧、利用権設定について申請とあります、この括弧のところを、所有権移転と修正をお願いいたします。それと 12 ページです。12 ページの 1 番上です、諏訪ノ前の地番が間違ひして、384 番 2 になります。1 ではなくて 2 になりますので、その 2 か所、修正をすいませんがお願いいたします。では説明をいたします。受付番号 3 番です。譲渡人が、〇〇さん、兵庫県の方になります。場所につきましては 3 筆ありまして、神川字諏訪ノ前 384 番 2 と神川字前目 2118 番 1 と神川字前目 2119 番 1 です。地目につきましては、台帳現況、田が 1 筆と台帳現況、畑が 2 筆となっております。地積につきましては合計で 2,075 m ² です。譲受人の方が、〇〇さん、神川城の方となっております。経営規模のほうにつきましては、お目通しください。以上です。
○会長	次に内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。この案件ですが、畜産を主にして〇〇さんが、購入することになりました。〇〇さんは、圃場も圃場周りもきれいに管理されて、何ら問題はないと思ひます。金額につきましては、当初、ただでもいいという話だったんですが、譲渡人と譲受人の話し合いの結果、〇〇円ということになっております。以上です。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありました、質疑はありませうか。
○事務局	補足をさせていただきます。〇〇さんの所有する山がありまして、山と農振農用地でない畑が一筆あって、そこも一緒に全部買ってくれということで、〇〇さんとしては山は要らないんですけどということで、評価額を基準とした金額ということで、金額が設定されております。また、この 3 筆のうちの 1 筆が、ちょっと木が生えて、そこを畑にしないといけないうこと、その金額もあるということで、支払いをされるのが〇〇円という

	ことになったようです。
○会長	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 30 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 30 号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 31 号農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおりこの議案は、144 筆の審議となっていることから、担当委員の報告は、新規の案件のみとすること、また、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、6 回に分けて審議したいと思いますが、異議ございませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 203 番から 240 番についてを説明をお願いいたします。
○事務局	はい、すいません説明の前に、また修正がありますので、18 ページをお開きください。18 ページの 258 番と 259 番のですね、まず 258 番のほうです。地番が誤っております、5962 番 1 が正しいです。次に面積につきましては、4,962 のうち 1,848 とありますけれども、これは、4,962 です。うちではなくなりました。そして次の 259 番の地番が、5990 番 1 です。したがいまして、合計の面積のほうも変更になりまして合計で、7,614 になります。はい、すいません。以上が修正となります。すいませんもう 1 ヶ所です。259 の面積がですね、34,188 のうちとなっておりますけれども、ここがですね、4,188 ですね。頭の 3 が不要ということです。はい、そこまでですね。以上 5 点、すいませんが修正をお願いいたします。今回ちょっと案件が非常に多いものですから、継続案件につきましては説明を省略させていただきまして、お目通しいただければと思います。新規だけですね今回、説明させていただきます。ということで、17 ページをお開きください。240 番ですね。240 番が貸し人が、〇〇さんです。鹿児島市の方です。場所が馬場字天松院ノ下 1955 番 1、地目が田です。地積が 1,443 ㎡です。貸付け期間につきましては、令和 4 年 12 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、瀬戸山の方となっております。ほかの案件につきましては事前に、お目通しされてるということで今回は、割愛させていただきます。そして、借り人の方の詳細につきましては、別紙で A 4 の横の用紙が配っておりますので、そちらのほうで、ご確認ください。以上になります。
○会長	次に 240 番について、寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告申し上げます。借り人の〇〇さんですが、馬鈴薯、ネギ等の露地野菜を

	作って、一生懸命頑張っておられますので何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 203 番から 240 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 203 番から 240 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 241 番から 266 番までについてを審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、それでは 17 ページのですね、245 から 247 が新規となっておりますので、そちらのほうを説明いたします。貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が 3 筆ありまして、神川字外園 419 番、神川字砂原 539 番、神川字廣瀬ノ上 879 番 1 です。地目につきましてはそれぞれ田、田、畑となっております。地積につきましては合計で 2,837 m ² です。貸付け期間が令和 4 年 12 月 20 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては、外園と砂原につきましては、米〇〇Kg、廣瀬ノ上のほうにつきましては、〇〇円というふうになっております。借り人の方が、〇〇さん、神川城の方になっております。あとの案件につきましては、継続案件となっておりますので、お目通しください。以上です。
○会長	次に 245 番から 247 番についてを、内菌委員の報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい、報告します。この案件ですが、もともと〇〇さんが耕作していたのですが、体調が悪くなり耕作出来なくなり、〇〇さんが耕作してくれるということで、〇〇さんが耕作するようになりました。〇〇さんは、野菜をですれ中心に大規模につくっており、圃場も圃場周りもきれいに管理されており、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありました、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 241 番から 266 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 241 番から 266 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 267 番から 301 番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では 19 ページになります。受付番号 267 番、268 番、貸し人の方が、〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字山ノ口 5377 番 2 と馬場字岩迫 5448 番 1 です。地目は両方とも田となっております。地積が合計で 2,317 m ² です。

	貸付け期間が令和4年12月20日から令和14年12月14日までです。小作料は、合計で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、川北の方です。続きまして269番、貸し人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が馬場字深山ヶ平5402番1、地目が田、地積が807㎡です。期間につきましては、令和4年12月20日から令和14年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が、〇〇さんです。次のページになります。20ページです。受付番号270番から272番の貸し人が、〇〇さん、半下石の方です。場所が馬場字岩迫5446番と馬場字岩迫5330番と馬場字岩下5336番です。地目は、全部、田になっております。地積が合計で2,073㎡です。期間につきましては、令和4年12月20日から令和14年12月14日までです。小作料は、合計で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方になっております。あとの案件につきましては、全て継続案件となっておりますので、お目通しください。以上になります。
○会長	次に、267番から272番について、畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	267から272について報告します。〇〇君は、シキミ、稲作、WC S等、作付けされており、朝早くから仕事されて農業に対する意欲があり、問題ないと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号267番から301番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号267番から301番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号302番から308番について審議しますが、公正な審議とするため、〇〇委員の退席をお願いします。 では事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では受付番号302番から307番の貸し人が、〇〇さん、六反田の方になります。場所につきましては、6筆ありますので、詳細についてはお目通しください。地目につきましては、田が5筆の畑が1筆となっております。地積につきましては合計で9,542㎡です。期間につきましては、令和4年12月20日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては〇〇円です。借り人が、〇〇さん、六反田の方です。受付番号308番が、貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が城元字平田1179番です。地目が田で、地積が947㎡です。貸付け期間が、令和4年12月20日から令和9年12月14日までです。小作料につきましては、米〇〇kgとモチ米〇〇kgとなっております。借り人が、〇〇さん、六反田の方になっております。以上になります。
○会長	次に本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい。報告いたします。302号から307号は、〇〇さんで、農業委員でもあ

	り、圃場もきれいにされ、何の問題はないと考えます。308号の借り人の、〇〇君は〇〇さんの息子さんで、後継者でもあり、圃場もきれいにされており、頑張っているのです、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
〇会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	質疑なしと認め、採決します。受付番号302番から308番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
〇委員	なし。異議なしと認めます。したがって受付番号302番から308番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を認めます。次に受付番号309番と310番についてを審議しますが、公正な審議とするため、〇〇委員の退席をお願いいたします。 では、事務局の説明をお願いいたします。
〇事務局	はい、では受付番号309番と310番です。貸し人の方が、〇〇さん、段中野の方です。場所が城元字三角4690番2と城元字池ノ上4336番6です。地目はいずれも田となっております。地積が合計で3,291㎡です。貸付け期間につきましては、令和4年12月20日から令和6年12月14日までです。小作料は、合計で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、安水の方となっております。以上です。
〇会長	次に畠中推進委員の報告をお願いいたします。
〇畠中推進委員	〇〇君は、青首を中心に仕事をされており、意欲もあり、何ら問題ないと思います。
〇会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	質疑なしと認め採決します。受付番号309番から310番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号309番と310番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を認めます。次に受付番号311番から346番について審議しますので、説明をお願いいたします。
〇事務局	はい。23ページからになります。これからですね農地中間管理事業に係るものとなっております。全ての案件継続となっておりますので、すいませんがお目通しください。配分計画案につきましては別紙でA3の用紙が配っております。両面印刷となっておりますので、そちらのほうがですね、配分計画案ということとなっております。以上になります。
〇会長	事務局の説明がありましたが質疑はありませんか。
〇委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 311 番から 346 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 311 番から 346 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 32 号、非農地証明願について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、すいません 28 ページからになります。受付番号 3 番です。申請の方が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が 2 筆ありまして、田代麓字ホケノ口 281 番 2 と 281 番口です。地目につきましては、台帳は畑ですが、現況は両方とも山林となっております。地積につきましては合計で 1,321 m ² です。場所がですね、広域図が 29 ページについておりますが、池田から行きましたら田代の入り口のほうになっております。30 ページにですね、その場所の字図等があります。31 ページが周辺図になっておりますけれども、この申請地につきましては、何と言えればいいのか説明が難しいんですが、長谷の集落からちょっと外れたところになっております。32 ページが、航空写真になっておりまして、黒く斜線が引いてあるところですね、そちらのほうが現地というふうになっております。ただ地籍調査が入っていないものですから、正確な形ではないと思いますが、一応ここになるかと思えます。以上になります。
○会長	次に毛下委員の報告をお願いいたします。
○毛下委員	はい、12 月 16 日事務局と鍋委員と現地確認に行きました。長谷の若者住宅の入り口より、ちょっと左のほうに奥まったところで、100 メートル位行ったらっていうことだったんですけども、もう 10 メートルも行けない状態でした。非農地としていいのではないかという判断でした。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。議案第 32 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 32 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 4 年 12 月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは、これもちまして令和 4 年 12 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。そのまま結構です。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者